

理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について

厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目 次

- (1) 理容師制度・美容師制度の概要について
- (2) 理容師・美容師制度を取り巻く現状について
- (3) 理容師・美容師制度の動向について

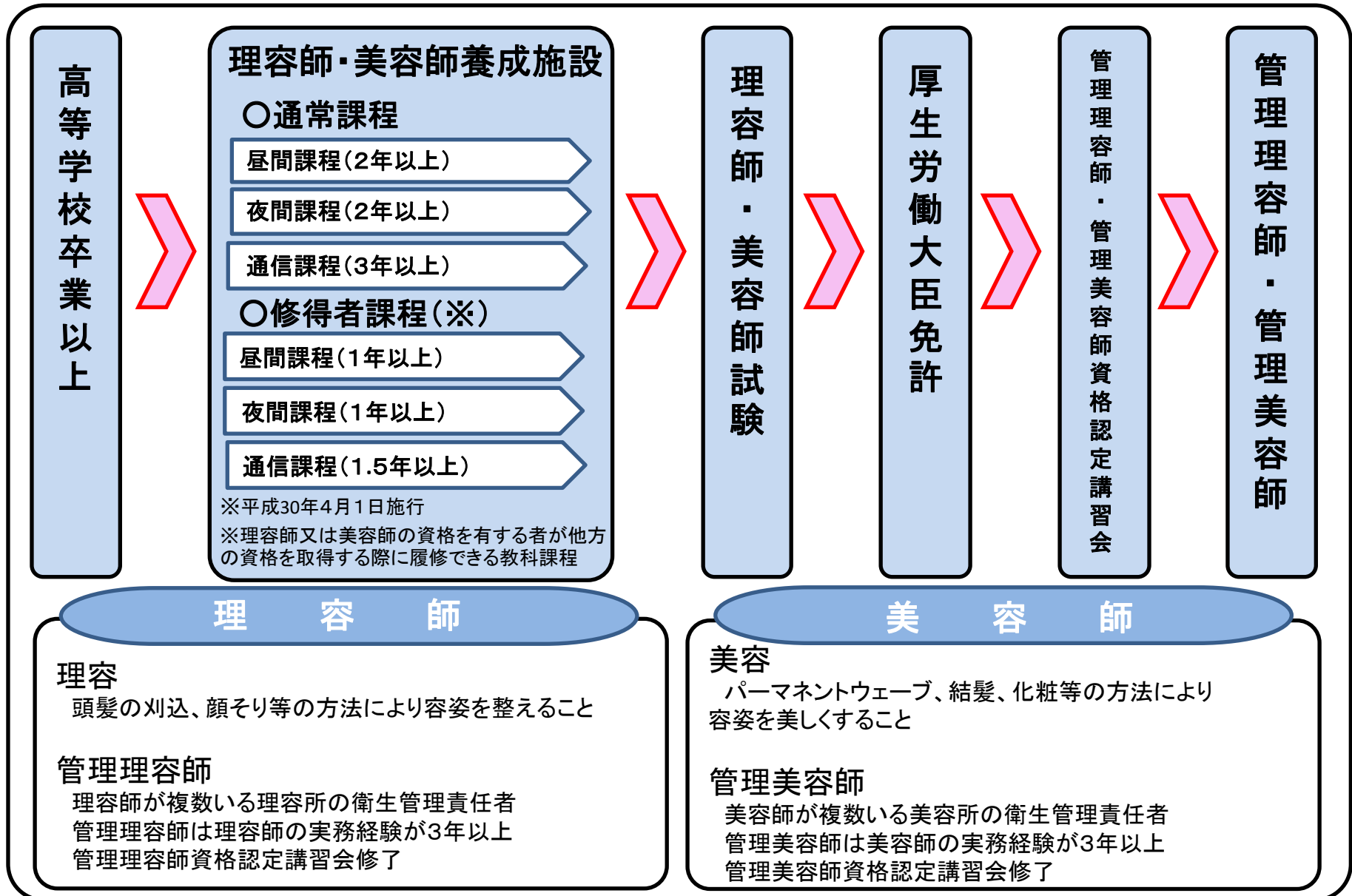
理容師・美容師

- 理容師・美容師免許は、理容師法(昭和22年)、美容師法(昭和32年)に基づく国家資格
- 免許取得のためには、高校を卒業後、都道府県知事が指定した理容師・美容師養成施設で2年間(原則)必要な学科・実習を修了したのち、国家試験に合格することが必要
- 理容師法及び美容師法に基づく指定試験機関・指定登録機関として「公益財団法人理容師美容師試験研修センター」を指定し、国家試験事務・登録事務を実施

管理理容師・管理美容師

- 管理理容師・管理美容師資格は、免許を受けた後3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与
- 管理理容師・管理美容師制度は、理容業務・美容業務の技術的管理運営の適正化及び理容・美容施設の衛生的管理の向上並びに利用者の衛生保持のために設けられたもの

理容師・美容師の資格取得の流れ



理容師・美容師の国家試験について

- 理容師試験及び美容師試験の事務については、理容師法第4条の2及び美容師法第4条の2の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する者（指定試験機関）に行わせることができるとされており、平成12年4月3日付で公益財団法人理容師美容師試験研修センターを指定し、国家試験を実施。
- 試験の課目は、理容師法施行規則及び美容師法施行規則において、以下のとおり規定。

筆記試験

- ①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④香粧品化学、⑤文化論、⑥理容（美容）技術理論、⑦運営管理

実技試験

理容（美容）実技

○理容師法（昭和22年法律第234号）

第4条の2 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、理容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

○美容師法（昭和32年法律第163号）

第4条の2 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

理容師・美容師制度の主な変遷①

過去の見直しの経緯①（平成7年理容師法・美容師法改正）

- 科学の技術の進歩、消費者ニーズの高度化、多様化に対応して、議員立法により平成7年（1995年）に理容師法・美容師法が改正され、理容師・美容師免許を厚生大臣（現厚生労働大臣）免許とすることとされた。
- 理容師・美容師養成施設において、共通内容の必修課目のほか、養成施設が独自に設定する選択課目とし、特色のある理容師・美容師を育てる教育を実施することとされた。
- 厳しい労働環境下におかれ、必ずしも効果的に行われているとは言えなかった「実地習練」を廃止し、理容・美容実習について、養成施設で行うことを基本とした。

※ 養成施設の判断で、年間60時間内、理容所・美容所での実務実習を行うことは可能。

法改正前

- 理容師・美容師免許は、都道府県知事免許
- 学科試験の受験資格
 - ・ 中学校卒業以上
 - ・ 理容師・美容師養成施設において、定められた期間以上理容師・美容師になるために必要な学科を修めること。
（昼間1年、夜間1年4月、通信2年）
- 実地習練を実施（1年以上）
- 実地試験の受験資格
 - ・ 学科試験に合格していること。
 - ・ 理容師・美容師養成施設卒業後1年以上の実地習練を経ていること。



法改正後（現行）

- 理容師・美容師免許は、厚生大臣（現厚生労働大臣）免許
- 理容師・美容師試験受験資格
 - ・ 高等学校卒業以上
（筆記及び実技）
 - ・ 理容師・美容師養成施設において、定められた期間以上理容師・美容師になるために必要な知識及び技能を取得する。
（昼間2年、夜間2年、通信3年）
- 実地習練を廃止

理容師・美容師制度の主な変遷②

過去の見直しの経緯②

高度化かつ多様化する顧客ニーズに応えられる人材を育成することを目的として、これまでも累次（平成20年、平成29年など）にわたり見直しを実施。

（１）平成20年制度改正

- 理容実習・美容実習の見直しを実施
 - ・ 養成施設内で行うモデルを使用した実習について、「入所後概ね6か月を経過してから」の制限を撤廃
 - ・ 理・美容所で行う実務実習について、1日当たり2時間（必要に応じて4時間）以内の制限を撤廃
- 教科課程の見直しの実施
 - ・ 理容業・美容業に関連の深い内容を中心とした構成となるよう教科課程の教育内容を見直し

（２）平成29年制度改正

- 教科課程の見直しを実施
 - ・ 理容業・美容業に特化した内容となるよう教科課程の教育内容、単位数を見直し
 - ・ 同時授業を行うことができる教科課程（文化論及び運営管理）を追加
- 理容師又は美容師が他方の資格を取得（ダブルライセンス）をしやすい対応を実施
 - ・ 理容師養成施設に「美容修得者課程」、美容師養成施設に「理容修得者課程」を創設
（昼間・夜間：2年→1年／通信：3年→1.5年）
 - ・ 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合、筆記試験（技術理論を除く）を免除

平成29年制度改正 教科課目の見直し（概要図）

（ 改 正 前 ）

必修 課 目	関 係 法 規 ・ 制 度
	衛 生 管 理
	理 美 容 保 健
	理 容 の 物 理 ・ 化 学
	理 容 文 化 論
	理 容 技 術 理 論
	理 容 運 営 管 理
	理 容 実 習

・ 学習内容を体全体から皮膚や毛髪などの皮膚付属器官や関連する神経等に特化する。

・ 香粧品に特化する。
・ 器具の取扱い等については、技術理論へ。

デザイン、色彩等については、技術理論へ。

（ 改 正 後 ）

必修 課 目	関 係 法 規 ・ 制 度
	衛 生 管 理
	保 健
	香 粧 品 化 学
	文 化 論
	理 容 技 術 理 論
	運 営 管 理
	理 容 実 習

選 択 必 修 課 目

選 択 課 目

平成29年制度改正 教科課目の見直し（単位数等）

	変更前の単位数 （時間数）	変更後の単位数 （時間数）	変更内容
関係法規・制度	1以上（ 30以上）	1以上（ 30以上）	・ <u>理美容業務に特化した内容</u> に重点化。
衛生管理	3以上（ 90以上）	3以上（ 90以上）	・ <u>理美容業務に特化した内容</u> に重点化。
保健	4以上（ 120以上）	3 以上（ 90以上）	・ 学習内容を <u>体全体から皮膚や毛髪などの皮膚付属器官や関連する神経等に特化した内容</u> とする。
香粧品化学	3以上（ 90以上）	2 以上（ 60以上）	・ <u>香粧品に特化した内容</u> とする。 ・ 器具の取扱い等については、技術理論へ移行。
文化論	3以上（ 90以上）	2 以上（ 60以上）	・ デザイン、色彩等については、技術理論へ移行。
運営管理	2以上（ 60以上）	1 以上（ 30以上）	・ <u>理美容業務に特化した内容</u> に重点化。
理容（美容）技術理論	4以上（ 120以上）	5 以上（ 150以上）	・ 器具の取扱い、デザイン、色彩等を追加。
理容（美容）実習	27以上（ 810以上）	30 以上（ 900以上）	・ <u>実習内容を充実</u> 。
小 計	47以上（1,410以上）	47以上（1,410以上）	
選択課目	20以上（ 600以上）	20以上（ 600以上）	・ 一般教育は <u>接客等の重点化</u> を図る。 ・ 専門教育は <u>技術・実践を重視した内容</u> とする。
合 計	67以上（2,010以上）	67以上（2,010以上）	

理容師養成施設及び美容師養成施設における教科課程について【昼間課程又は夜間課程】

○ 理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）及び美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）において、養成施設において履修する教科課目及び単位数を規定。

昼間課程又は夜間課程

（通常課程）2年以上

課 目		単 位 数	時 間 数
必修課目	関係法規・制度	1単位以上	30時間以上
	衛生管理	3単位以上	90時間以上
	保健	3単位以上	90時間以上
	香粧品化学	2単位以上	60時間以上
	文化論	2単位以上	60時間以上
	理容（美容）技術理論	5単位以上	150時間以上
	運営管理	1単位以上	30時間以上
	理容（美容）実習	30単位以上	900時間以上
	小計	47単位以上	1,410時間以上
選択課目		20単位以上	600時間以上
合計		67単位以上	2,010時間以上

（修得者課程）1年以上

課 目		単 位 数	時 間 数
必修課目	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	理容（美容）技術理論	4単位以上	120時間以上
	—	—	—
	理容（美容）実習	23単位以上	690時間以上
	小計	27単位以上	810時間以上
選択課目		7単位以上	210時間以上
合計		34単位以上	1,020時間以上

※ 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、30時間から45時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

※ 理容実習（美容実習）について、生徒の技術習熟状況に応じて、管理理容師（管理美容師）を配置する理容所（美容所）において、年間60時間を超えない範囲で実務実習の実施が可能。

理容師養成施設及び美容師養成施設における教科課程について【通信課程】

○ 理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第42号）及び理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第47号）において、履修する教科課目及び単位数を規定

通信課程

（通常課程）3年以上

課 目		通信授業 (添削指導回数)	面接授業 (単位数)
必修課目	関係法規・制度	3回以上	2単位以上
	衛生管理	4回以上	6単位以上
	保健	3回以上	5単位以上
	香粧品化学	2回以上	6単位以上
	文化論	2回以上	2単位以上
	理容（美容）技術理論	8回以上	5単位以上
	運営管理	3回以上	2単位以上
	理容（美容）実習	6回以上	90単位以上
小計		31回以上	118単位以上
選択課目		進度に応じた回数	2単位以上
合計		31回以上	120単位以上

（修得者課程）1.5年以上

課 目		通信授業 (添削指導回数)	面接授業 (単位数)
必修課目	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	理容（美容）技術理論	8回以上	2単位以上
	—	—	—
	理容（美容）実習	6回以上	45単位以上
小計		14回以上	47単位以上
選択課目		進度に応じた回数	1単位以上
合計		14回以上	48単位以上

※ 単位数の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、5時間以上を基準として理容師・美容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

※ 理容実習（美容実習）について、生徒の技術習熟状況に応じて、管理理容師（管理美容師）を配置する理容所（美容所）において、年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所（美容所）に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えない範囲で実務実習の実施が可能。

目 次

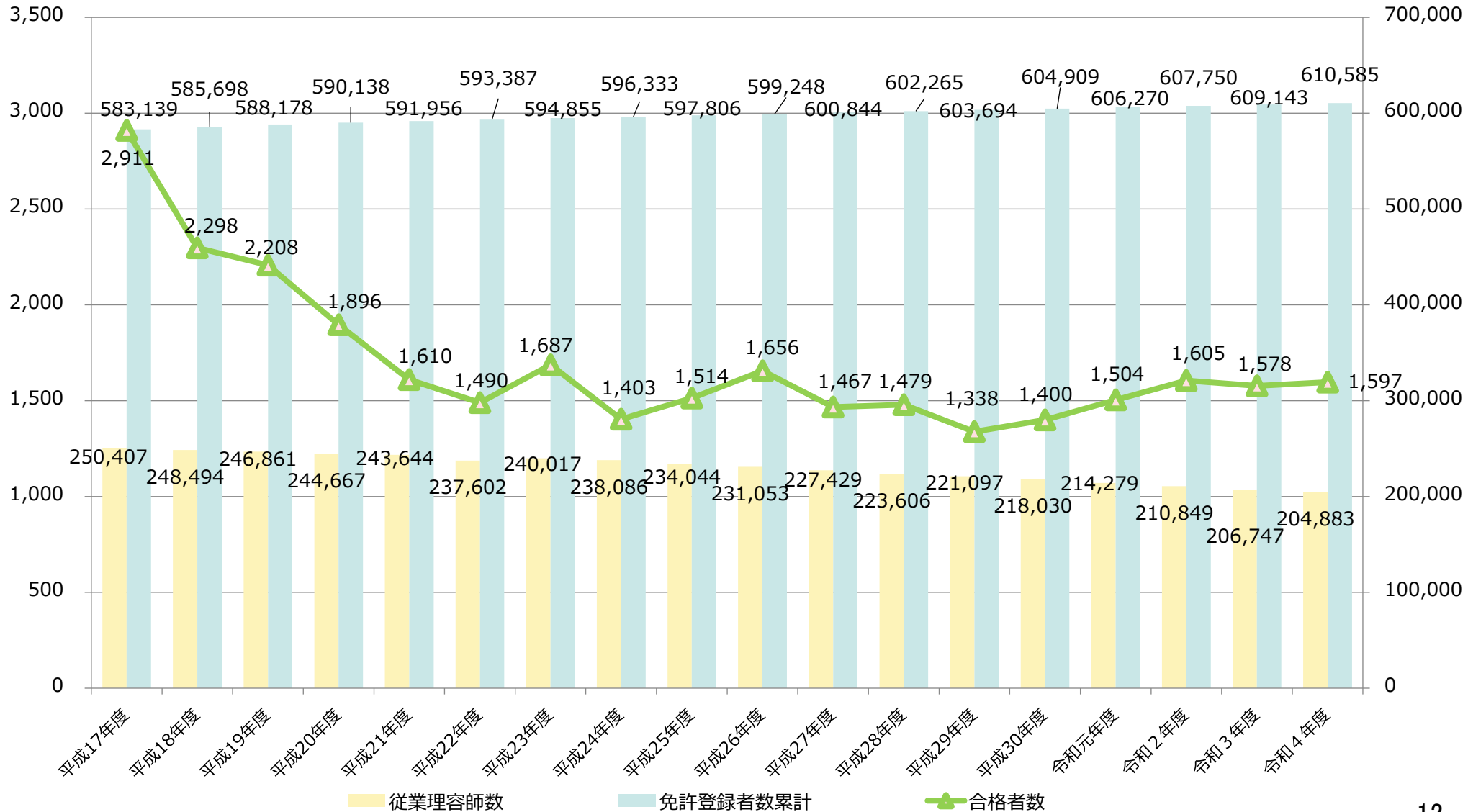
- (1) 理容師制度・美容師制度の概要について
- (2) 理容師・美容師制度を取り巻く現状について
- (3) 理容師・美容師制度の動向について

理容師数及び理容師国家試験合格者の推移

出典：衛生行政報告例及び(公財) 理容師美容師試験研修センターHP

国家試験合格者数（人）

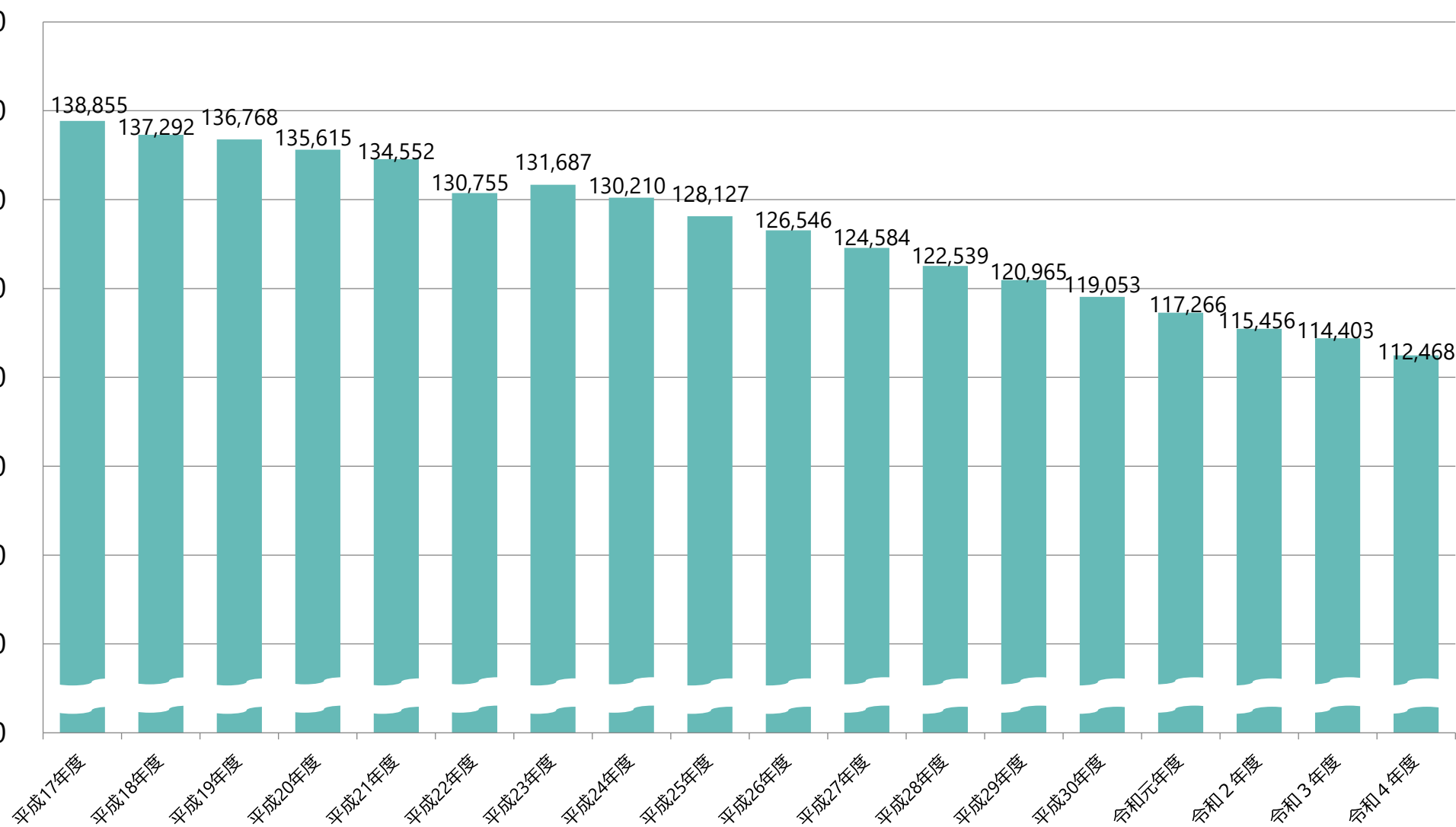
免許登録者数・従業美容師数（人）



理容所数の推移

施設数（施設）

出典：衛生行政報告例



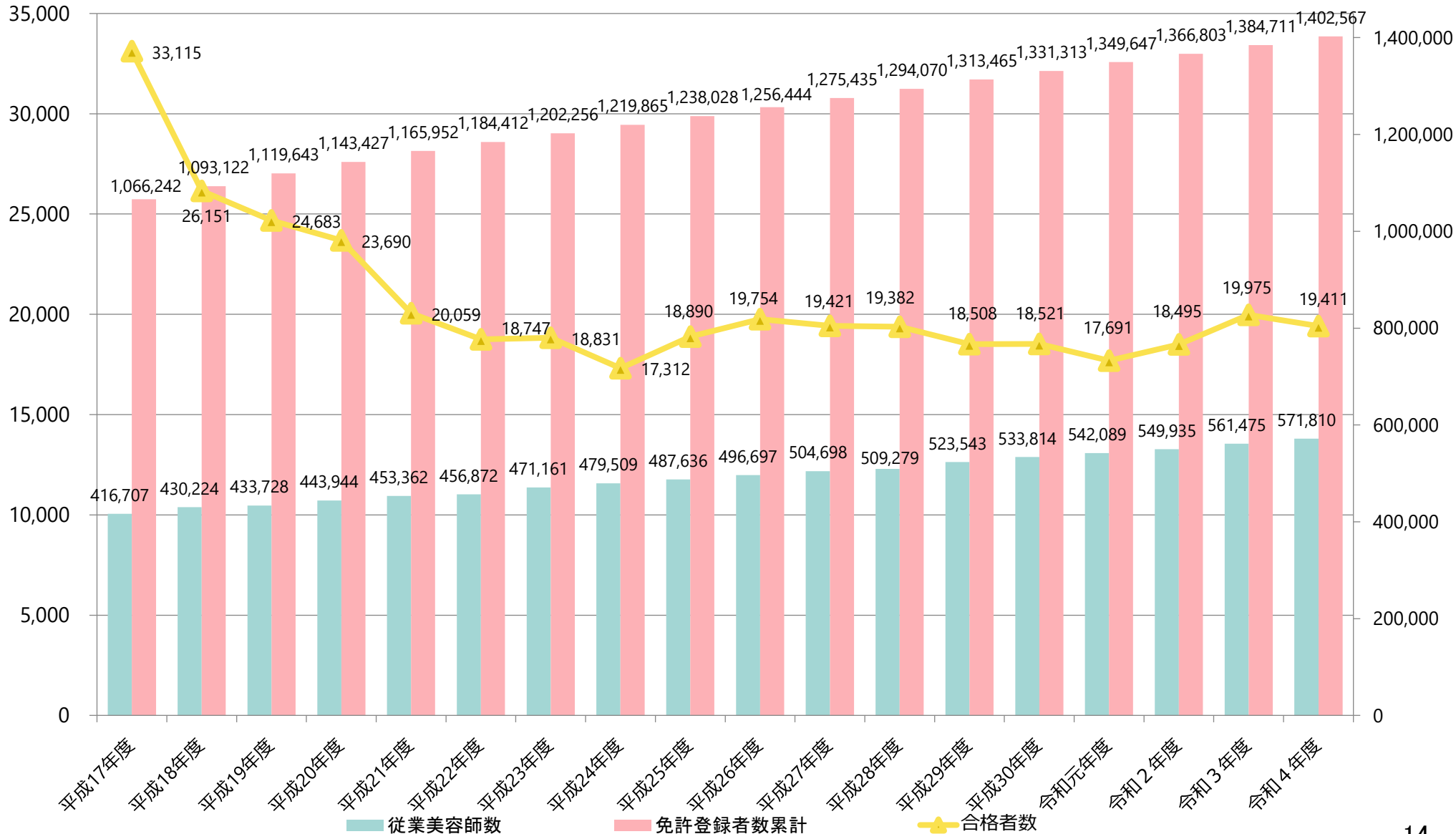
（注）平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

美容師数及び美容師国家試験合格者の推移

出典：衛生行政報告例及び(公財) 理容師美容師
試験研修センターHP

国家試験合格者数（人）

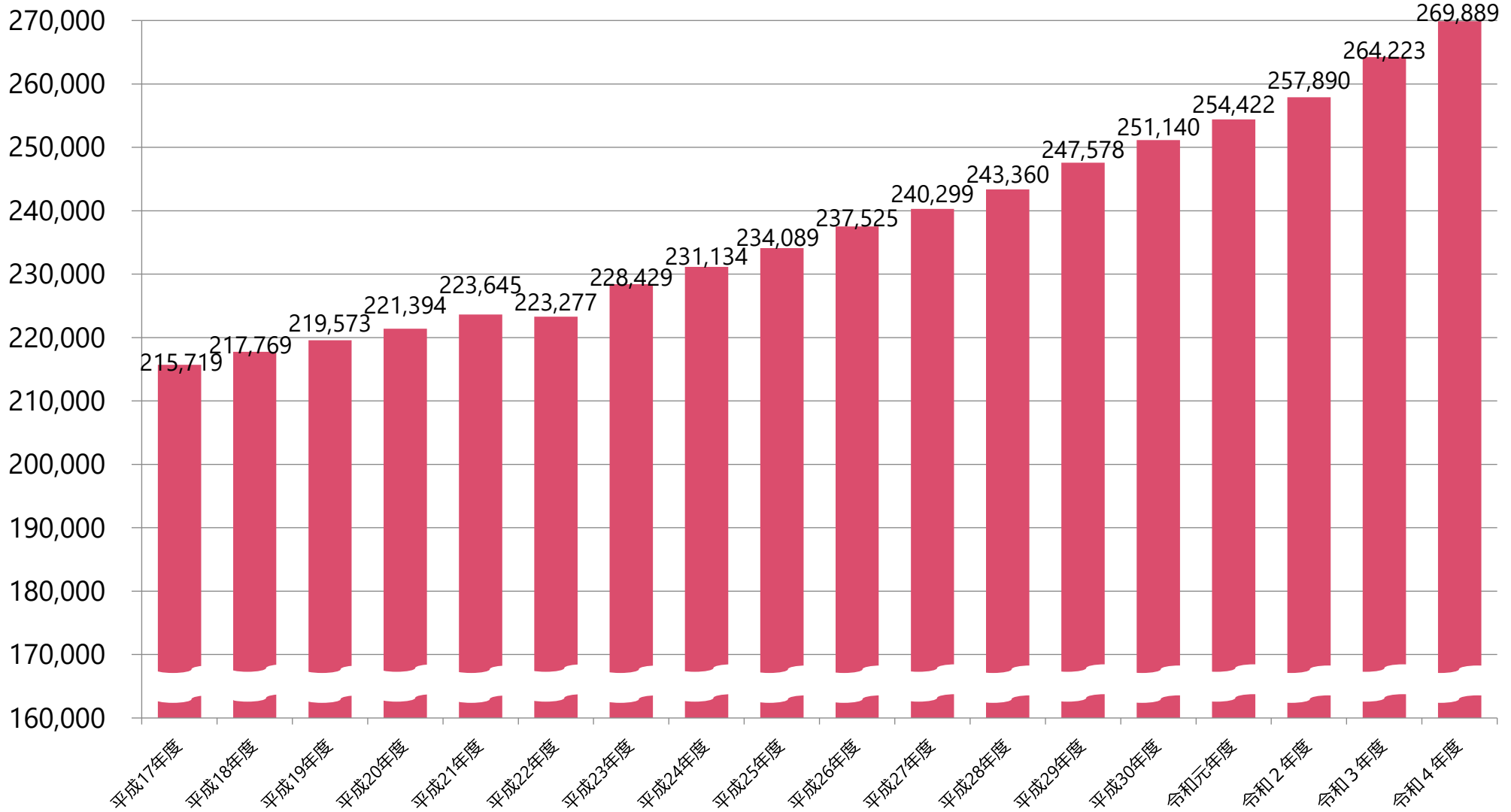
免許登録者数・従業美容師数（人）



美容所数の推移

施設数（施設）

出典：衛生行政報告例



（注）平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

理容業・美容業の事業所数・従業者数等

- 令和3年の理容業の1店舗当たりの従業者数は1.94人、事業所の法人比率は7.9%で個人事業主が大半を占める。男女別従業者数の男女比は、**男性：女性＝56：44**となっている。
- 令和3年の美容業の1店舗当たりの従業者数は2.52人、事業所の法人比率は19.8%で個人事業主が大半を占める。男女別従業者数の男女比は、**男性：女性＝29：71**となっている。

【理容業・美容業の事業所数】

(事業所数、%)

経営組織	理容業		美容業	
	事業所数	比率	事業所数	比率
総数	87,048		162,431	
個人	80,143	92.1	130,241	80.2
法人	6,898	7.9	32,173	19.8
法人ではない団体	7	0	17	0

【理容業の従業者数】

(人、%)

【美容業の従業者数】

(人、%)

		男性	女性	合計	男性比率	女性比率
	総数	94,403	73,919	168,442	56.0	43.9
事業所の規模 (雇用者数)	0	44,693	33,277	77,974	57.3	47.3
	1～4	38,671	31,617	70,340	55.0	44.9
	5～9	8,471	6,165	14,685	57.7	42.0
	10～19	1,689	1,895	3,599	46.9	52.7
	20～29	268	305	573	46.8	53.2
	30～49	333	340	673	49.5	50.5
	50～99	278	320	598	46.5	53.5
	100～	0	0	0	0	0

		男性	女性	合計	男性比率	女性比率
	総数	117,108	290,508	408,707	28.7	71.1
事業所の規模 (雇用者数)	0	25,124	81,764	106,928	23.5	76.5
	1～4	46,023	109,224	155,590	29.6	70.2
	5～9	22,948	52,698	75,996	30.2	69.3
	10～19	14,362	29,641	44,161	32.5	67.1
	20～29	3,261	6,740	10,124	32.2	66.6
	30～49	2,032	4,530	6,639	30.6	68.2
	50～99	1,811	3,664	5,475	33.1	66.9
	100～	1,547	2,247	3,794	40.8	59.2

※男女の合計数には男女の別「不詳」を含むため、男性と女性の内訳の合計と一致しない。

※従業者数には、有期雇用者を含むほか、理容師・美容師の資格保有者以外の従業者も含まれる。

理容業・美容業における主な経営上の問題点について

- 日本政策金融公庫が、生活衛生関係営業者の主な経営上の問題点を調査（有効回答数3,125企業。うち理容業423企業、美容業463企業）
- 理容業の経営上の問題点は、多い順に「顧客数の減少」（53.4%）、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」（26.0%）、「客単価の低下」（23.9%）となっている。
- 美容業の経営上の問題点は、多い順に「顧客数の減少」（52.3%）、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」（27.4%）、「客単価の低下」（24.6%）となっている。

(%)

項 目	仕入価格・人件費等の 上昇を価格に転嫁困難	顧客数の減少	従業員の確保難	店舗施設の狭隘・老朽化	客単価の低下	後継者難	事業資金借入難	その他	特に問題なし
全業種計	50.3	41.2	21.2	19.4	16.2	6.1	3.4	3.8	7.3
飲食業(全体)	65.6	34.2	24.7	16.0	11.7	6.5	4.1	2.5	5.0
そば・うどん	64.8	29.1	29.1	24.7	11.5	6.6	3.8	1.6	3.8
中華料理	72.4	22.8	17.2	23.4	12.4	6.2	1.4	3.4	6.2
すし	64.0	37.1	17.4	13.5	10.1	11.8	3.9	1.7	7.9
料理	60.7	29.5	32.0	22.1	7.4	7.4	5.7	2.5	4.1
喫茶	72.4	31.6	16.4	18.4	7.2	7.2	5.3	2.6	4.6
社交	53.6	57.1	23.0	6.1	17.3	3.6	4.6	2.0	6.1
その他飲食	68.6	30.9	29.8	12.8	12.3	5.4	4.0	3.1	3.8
食肉・食鳥肉	58.0	25.5	28.7	22.3	16.6	4.5	1.9	5.1	6.4
氷雪	43.4	43.4	15.1	15.1	13.2	13.2	1.9	3.8	9.4
理容	26.0	53.4	11.1	15.1	23.9	5.9	1.2	5.9	16.1
美容	27.4	52.3	15.3	14.0	24.6	5.8	4.3	5.8	11.2
映画館	37.7	60.7	16.4	47.5	3.3	4.9	4.9	4.9	0.0
ホテル・旅館	50.0	23.9	52.2	40.0	5.0	4.4	5.0	3.9	1.1
公衆浴場	43.1	37.6	9.2	56.0	2.8	13.8	1.8	4.6	3.7
クリーニング	50.4	58.1	9.7	17.1	30.2	1.9	1.6	2.3	6.2

(注) 複数回答(2つ以内)のため合計は100を超える。

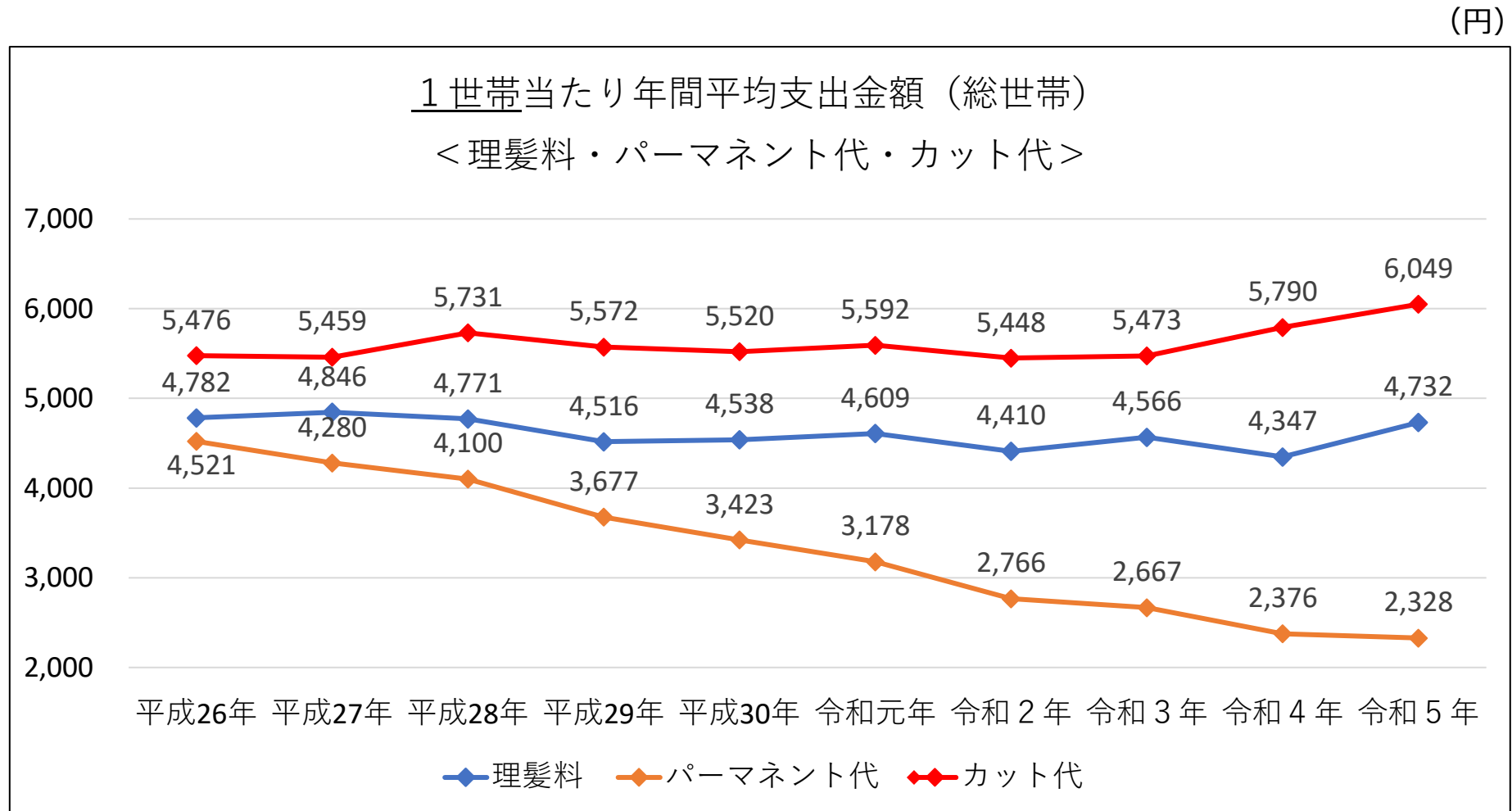
理容業・美容業における従業員の過不足感について

- 日本政策金融公庫が、生活衛生関係営業者の従業員の過不足感を調査（有効回答数3,142企業。うち理容業420企業、美容業459企業）
- 理容業における従業員の過不足感としては、「**適正**」が**80.5%**となっている一方で、「**不足**」が**16.0%**となっている。
- 美容業における従業員の過不足感としては、「**適正**」が**70.8%**となっている一方で、「**不足**」が**25.7%**となっている。



理容・美容の消費動向①

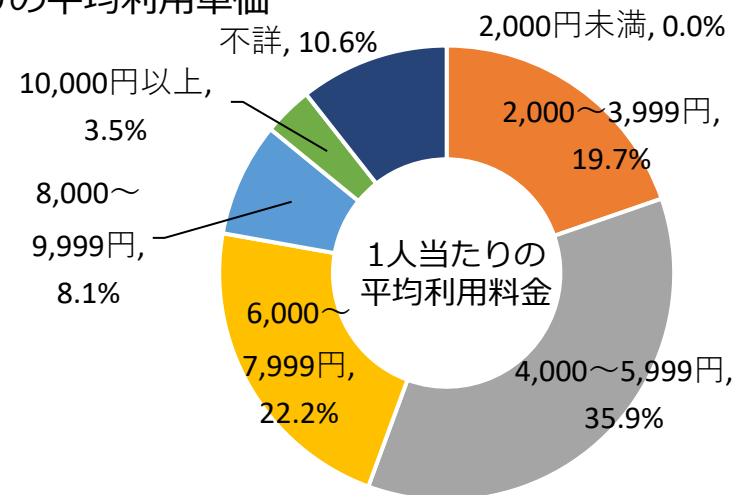
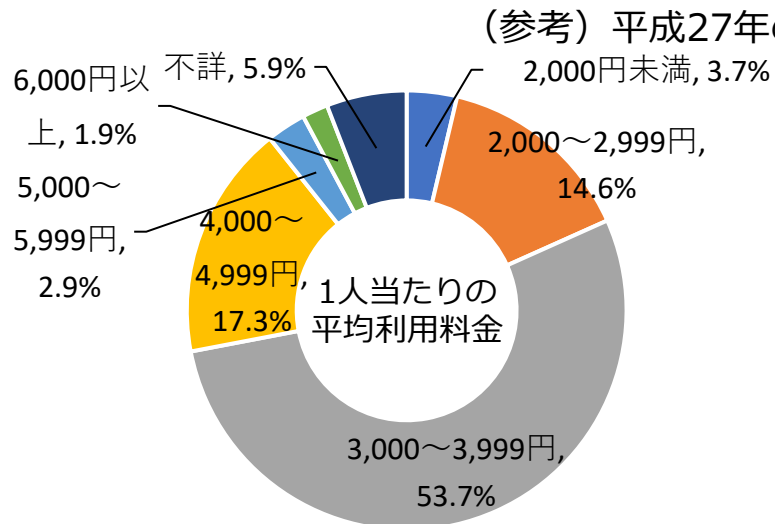
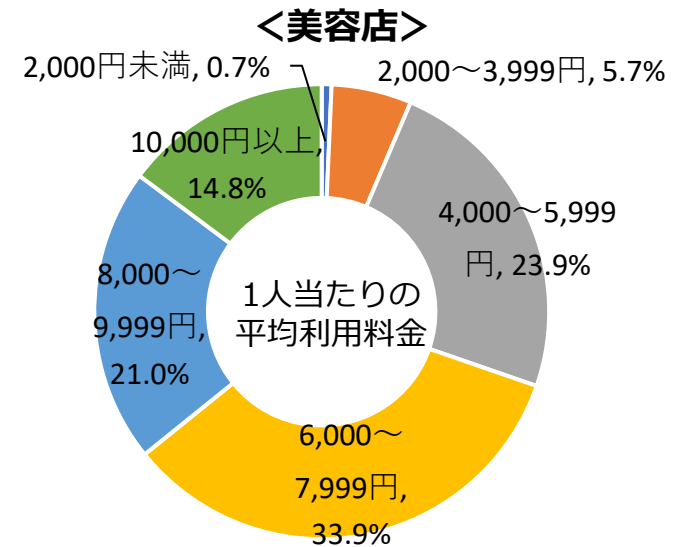
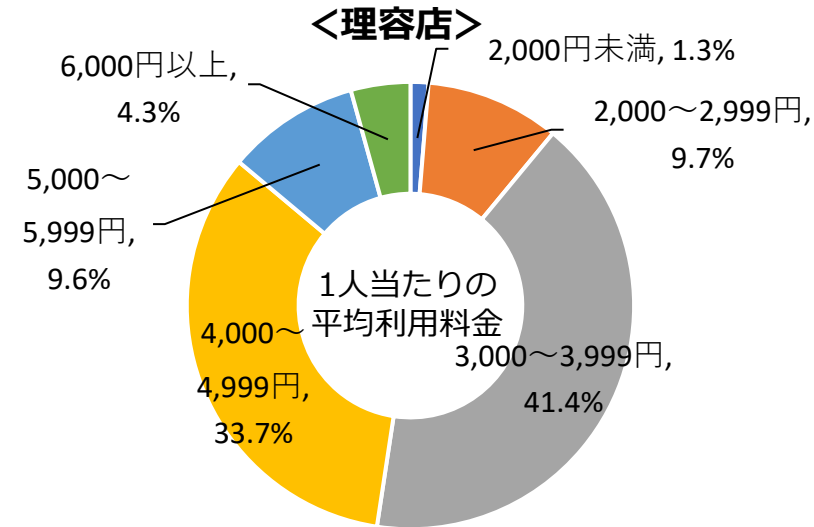
- 令和5年の**1世帯当たりの理髪料の平均支出額は4,732円で前年比385円の増**で、平成26年の支出額を100とした場合、令和5年の支出額は99.0となっている。
- 令和5年の**1世帯当たりのパーマメント代の平均支出額は2,328円で前年比48円の減**で、平成26年の支出額を100とした場合、令和5年の支出額は51.5となっている。
- 令和5年の**1世帯当たりのカット代の平均支出額は6,049円で前年比259円の増**で、平成26年の支出額を100とした場合、令和5年の支出額は110.5となっている。



理容・美容の消費動向②

「生活衛生関係営業経営状況調査報告－令和5年4月～6月－」（公益財団法人全国生活衛生営業指導センター）によると、

- 理容店の1人当たりの平均利用料金は、「3,000～3,999円」が41.4%と最も多く、「4,000～4,999円」が33.7%、「2,000～2,999円」が9.7%と続く。
※平成27年は「3,000～3,999円」が53.7%と最も多く、「4,000～4,999円」が17.3%、「2,000～2,999円」が14.6%。
- 美容店の1人当たりの平均利用料金は、「6,000～7,999円」が33.9%と最も多く、「4,000～5,999円」が23.9%、「8,000～9,999円」が21.0%と続く。
※平成27年は「4,000～5,999円」が35.9%と最も多く、「6,000～7,999円」が22.2%、「2,000～3,999円」が19.7%。



【出典】生活衛生関係営業経営状況調査－令和5年4月～6月－（公益財団法人全国生活衛生営業指導センター）
平成27年度生活衛生関係営業経営実態調査報告（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

理容業・美容業の離職率（新規短大等卒就職者の産業別離職状況）

○短大等を卒業した就職者のうち、「生活関連サービス業、娯楽業」について、就職3年目までの離職率が調査産業計と比較して高い。

※ 標準産業分類の大分類「生活関連サービス業、娯楽業」には、中分類「洗濯・理容・美容・浴場業」、「その他の生活関連サービス業」（旅行業、家事サービス業 等）、「娯楽業」（映画館、興行場、スポーツ施設提供業 等）が含まれている。

○平成28年3月卒 (単位：人)

産業分類	就職者数 (令和元年6月集計値)	①3年目までの離職者数		②①の内2年目までの離職者数		③②の内1年目までの離職者数	
調査産業計	149,752	62,832	42%	44,673	30%	25,922	17%
生活関連サービス業、娯楽業	14,302	8,027	56%	6,353	44%	4,180	29%

○平成29年3月卒 (単位：人)

産業分類	就職者数 (令和2年6月集計値)	①3年目までの離職者数		②①の内2年目までの離職者数		③②の内1年目までの離職者数	
調査産業計	150,478	64,730	43%	46,479	31%	26,379	18%
生活関連サービス業、娯楽業	14,353	8,240	57%	6,506	45%	4,068	28%

○平成30年3月卒 (単位：人)

産業分類	就職者数 (令和3年6月集計値)	①3年目までの離職者数		②①の内2年目までの離職者数		③②の内1年目までの離職者数	
調査産業計	149,774	62,022	41%	46,051	31%	26,519	18%
生活関連サービス業、娯楽業	14,516	8,220	57%	6,633	46%	4,211	29%

○平成31年3月卒 (単位：人)

産業分類	就職者数 (令和4年6月集計値)	①3年目までの離職者数		②①の内2年目までの離職者数		③②の内1年目までの離職者数	
調査産業計	148,784	62,326	42%	43,979	30%	26,288	18%
生活関連サービス業、娯楽業	14,460	8,300	57%	6,423	44%	4,177	29%

○令和2年3月卒 (単位：人)

産業分類	就職者数 (令和5年6月集計値)	①3年目までの離職者数		②①の内2年目までの離職者数		③②の内1年目までの離職者数	
調査産業計	142,920	60,839	43%	42,435	30%	23,137	16%
生活関連サービス業、娯楽業	13,909	8,215	59%	6,424	46%	3,845	28%

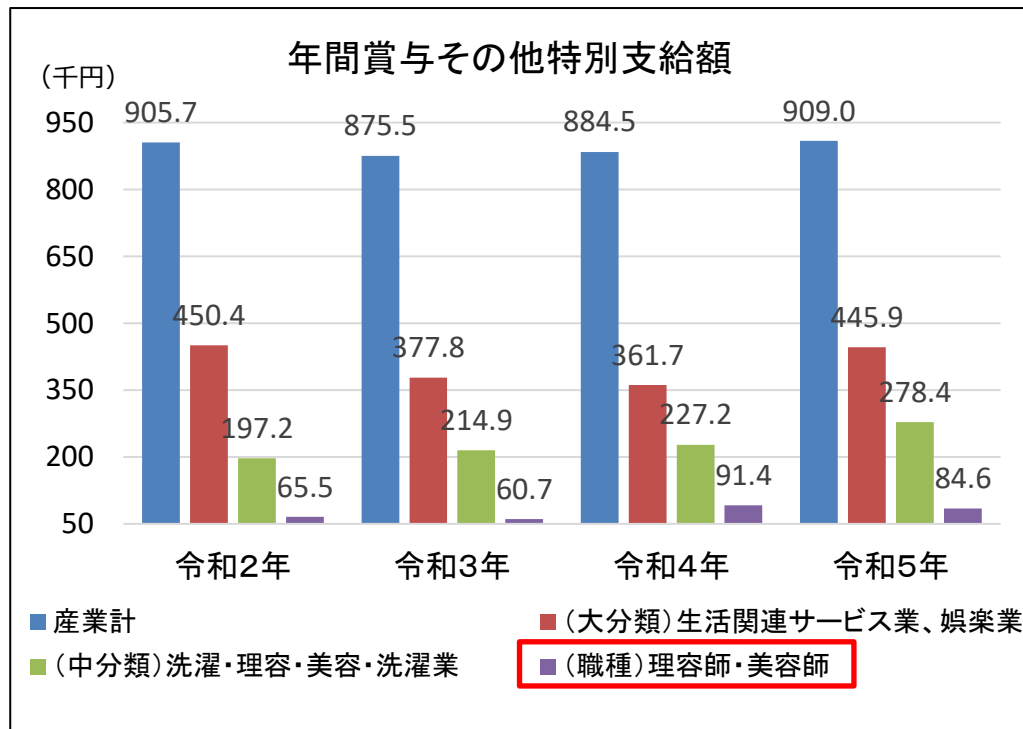
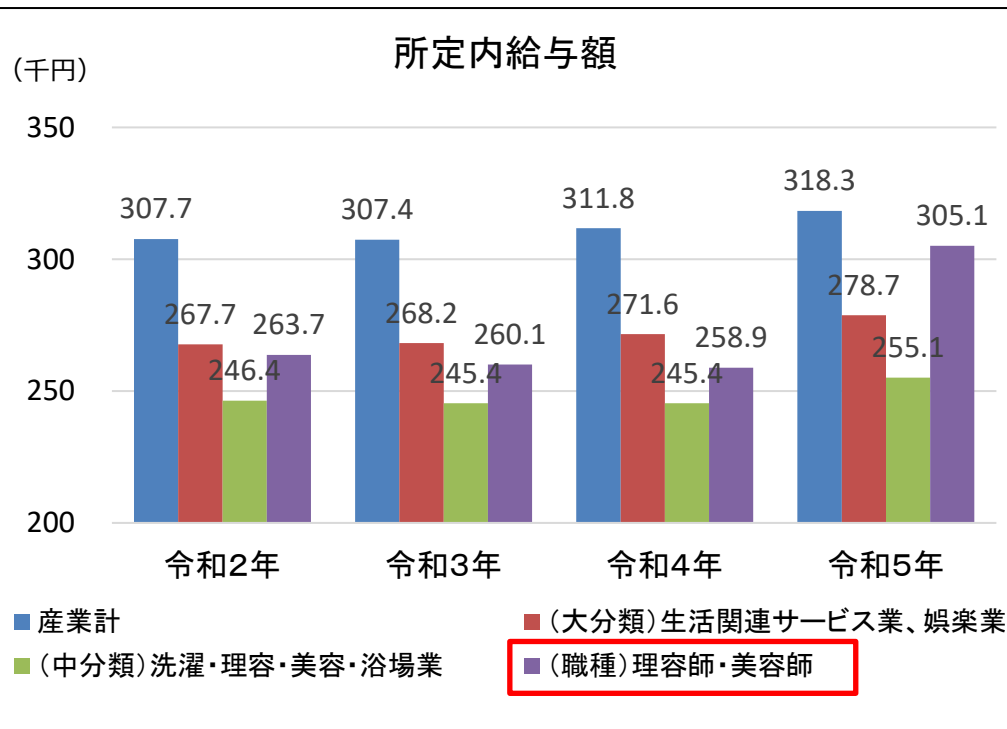
【出典：新規短大等卒就職者の産業別離職状況（厚生労働省人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室）】

※事業所からハローワークに対して、新規学卒者として雇用保険の加入届が提出された新規被保険者資格取得者の生年月日、資格取得加入日等、資格取得理由から各学歴ごとに新規学校卒業者と推定される就職者数を算出し、更にその離職日から離職者数・離職率を算出。

※本調査は、雇用保険の資格喪失者のデータを集計したものであり、離職後の就職状況は不明。

理容業・美容業の賃金について

- 「賃金構造基本統計調査」によると、（職種）理容師・美容師の【所定内給与額】は、産業計及び（大分類）生活関連サービス業、娯楽業より概ね低い水準となっているが、（中分類）洗濯・理容・美容・浴場業よりは高い水準となっている。
- （職種）理容師・美容師の【年間賞与その他特別支給額】は、産業計、（大分類）生活関連サービス業、娯楽業、（中分類）洗濯・理容・美容・洗濯業と比較して最も低い水準となっている。



○所定内給与額

きまって支給する現金給与額（労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額。）のうち、超過労働給与額を差し引いた額

○年間賞与その他特別給与額

昨年1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）

【出典：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）】

- ・学歴、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（企業規模計10人以上）
- ・職種（小分類）、性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計）（企業規模計10人以上）

理容業・美容業の振興指針について

振興指針について

- 生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益に資することを目的に、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、厚生労働大臣は、業種を指定（※）して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針を定めることとされている。
- 指針は、営業者、消費者及び学識有識者からなる厚生科学審議会生活衛生適正化分科会における意見を聴取した上で、概ね5年に一度、改正を行っており、理容業及び美容業の振興指針は、令和6年4月1日付けで改正。

※理容業、美容業、クレーン業、すし商、めん類、旅館業、浴場業、興行場営業、食肉販売業、食鳥肉販売、氷雪販売業、飲食業（一般飲食業、中華料理業、料理業、社交業、喫茶店営業）

振興指針の構成

第一 ○○業を取り巻く現状

第二 前期の振興計画の実施状況

表 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

第三 ○○業の振興の目標に関する事項

- 一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割
- 二 今後5年間における営業の振興の目標
 - 1 衛生問題への対応
 - 2 経営方針の決定と消費者・地域社会への貢献
 - 3 税制及び融資の支援措置
- 三 関係機関に期待される役割
 - 1 組合及び連合会に期待される役割
 - 2 都道府県等、都道府県指導センター及び日本公庫に期待される役割
 - 3 国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センターに期待される役割

第四 ○○業の振興の目標を達成するために必要な事項

- 一 営業者の取組
 - 1 衛生水準の向上に関する事項
 - 2 経営課題への対処に関する事項
- 二 営業者に対する支援に関する事項
 - 1 組合及び連合会による営業者の支援
 - 2 行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向上

第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

- 一 少子高齢化社会等への対応
- 二 環境の保全及び省エネルギーの強化、リサイクル対策の推進
- 三 地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））
- 四 禁煙等に関する対策
- 五 災害への対応と節電行動の徹底
- 六 最低賃金の引上げを踏まえた対応（生産性向上を除く）
- 七 働き方・休み方改革に向けた対応

理容業の振興指針(抜粋)

第三 理容業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

理容業は、国民の衛生的で快適な生活を確保するサービスとして、国民生活の充実に大いに寄与してきた。こうした重要な役割を理容業が引き続き担い、国民生活の向上に貢献できるよう、経営環境や国民のニーズ、衛生課題に適切に対応しつつ、各々の営業者の経営戦略に基づき、その特性を活かし、事業の安定と活力ある発展を図ることが求められる。

また、新たな髪形の提案や、女性や子ども等の潜在的な需要の拡大のためのキャンペーン、メニューの開発を行うなど、21世紀の理容業の姿を展望し、業界をあげて女性や若者の理容業のイメージ刷新に取り組んでいくことが事業の活性化の観点からも重要となっている。

さらに、高齢者や障害者等のニーズに的確に即応することで、理容業の営業者の地域住民が日常生活を送るために必要なセーフティーネットとしての役割や地域における重要な構成員としての位置付けが強化され、生活者の安心を支える役割を担うことが期待される。

一方で、染毛剤、育毛・スカルプトリートメント、脱毛等の安全性やアレルギー等への影響に対する消費者の関心も高くなっていることから、利用者に対し施術等の説明を十分に行い納得と安心感を提供していくことが求められる。また、公衆衛生の見地から感染症の発生状況も踏まえた対策を行い、衛生管理の徹底を図ることが求められる。

また、理容所の多くは個人や家族経営の零細事業者であり、経営基盤の脆弱さや営業者の高齢化、これに伴う後継者問題等の課題を抱えている。(略)

各営業者は、これらを十分に認識し、利用者の安全衛生の確保、技術及びサービスの向上、消費者に対する情報提供等に積極的に取り組むことにより、理容業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。(略)

美容業の振興指針(抜粋)

第三 美容業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

美容業は、衛生的で、かつ、容姿を美しくしたいという国民の文化的欲求に応えるサービスを提供することで、国民生活の充実に大いに寄与してきた。こうした重要な役割を美容業が引き続き担い、国民生活の向上に貢献できるよう、経営環境や国民のニーズ、衛生課題に適切に対応しつつ、各々の営業者の経営戦略に基づき、その特性を活かし、事業の安定と活力ある発展を図ることが求められる。

また、国民の「美と健康（ビューティーアンドヘルシー）」に対する需要はますます高まってきており、その需要に応じて質の高いサービスを提供できるよう、業界全体が変わっていくことが必要である。

さらに、高齢者や障害者等のニーズに的確に即応することで、美容業の営業者の地域住民が日常生活を送るために必要なセーフティーネットとしての役割や地域における重要な構成員としての位置付けが強化され、生活者の安心を支える役割を担うことが期待される。

一方で、パーマネントウェーブ用剤、染毛剤、化粧品等の安全性やアレルギー等への影響に対する消費者の関心も高くなっていることから、利用者に対し施術等の説明を十分に行い納得と安心感を提供していくことが求められる。また、公衆衛生の見地から感染症の発生状況を踏まえた対策を行い、衛生管理の徹底を図ることが求められる。

また、まつ毛エクステンションの普及に伴い、こうした新たな技術やサービスへの対応については、美容師の養成段階はもとより、美容師免許取得後も新たな技術への対応のための取組が求められる。

さらに、美容所の多くは個人や家族経営の零細事業者であり、経営基盤の脆弱さや営業者の高齢化、これに伴う後継者問題等の課題を抱えている。(略)

各営業者は、これらを十分に認識し、利用者の安全衛生の確保、技術及びサービスの向上、消費者に対する情報提供等に積極的に取り組むことにより、美容業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。(略)

目 次

- (1) 理容師制度・美容師制度の概要について
- (2) 理容師・美容師制度を取り巻く現状について
- (3) 理容師・美容師制度の動向について

第18回規制改革推進会議 投資等ワーキンググループ (美容師制度の在り方)の概要等

- 令和3年7月29日に「第18回規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」で、「美容師制度の在り方」が議題として取り上げられた。
- 美容業界2団体及び厚生労働省へのヒアリングが実施され、その後、委員により討議。

<ヒアリング対象となった美容業界団体>

- ・ 全日本美容業生活衛生同業組合連合会（全美連）
- ・ 一般社団法人日本美容サロン協議会（JABS）

<ヒアリング項目>

①美容師国家試験制度

②実務実習制度

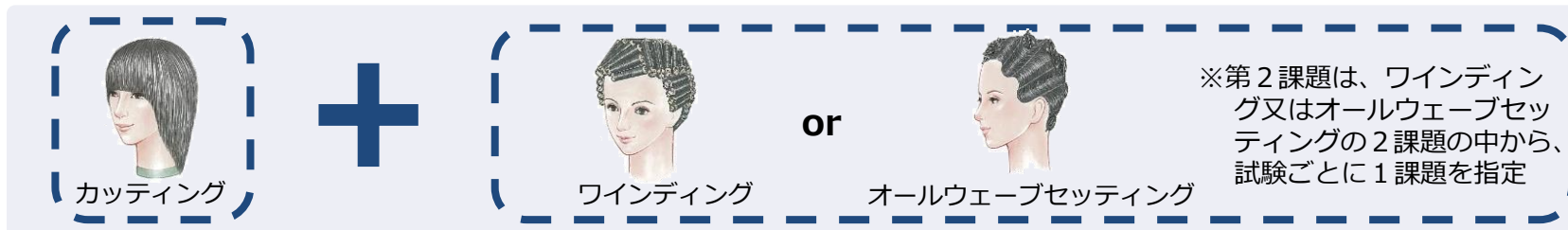
- ③外国人美容師に関する就労
- ④美容師の働き方改革
- ⑤新型コロナウイルス対応

※①②のヒアリング概要はスライド27を参照。

① 美容師国家試験制度について

◆ 現行制度

- ・筆記試験：①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④香粧品化学、⑤文化論、⑥美容技術理論、⑦運営管理
- ・実技試験：第1課題：カッティング、第2課題：ワインディング又はオールウェーブセッティング



【ヒアリング内容】

<JABS> 現場で使われていないオールウェーブセッティングではなく、現場で求められるカラーや接客・接遇の実技試験課題への導入。 まつ毛エクステンションの教育の必修化及び実技試験への導入。

<全美連> 実技試験の課題は、美容師として必要な知識・技術を身に付けることに繋がる課題、国家試験として基礎的技術が集約されている課題でなければならない、課題の見直しは、関係者の意見を集約した丁寧な検討が必要。

② 実務実習制度について

◆ 現行制度

美容実習のうち、生徒の技術習熟状況に応じて、養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理美容師を配置する美容所において、美容師の適切な指導監督の下、年間60時間を超えない範囲で実務実習の実施が可能。

【ヒアリング内容】

<JABS> 養成施設における実務実習計画の管理が煩雑。実務実習が効果的に運用されるよう、生徒の学生証のみで実施できる実務実習制度の導入。

<全美連> 美容学生が在学中に実務の経験を積むことは、資格取得、職業・職場の選択の面で重要だが、美容室において美容行為を業として行うのであれば、お客様の安全・安心のために、資格を持った美容師に限らなければならない。

今後の対応方針

- ① 美容師国家試験制度
- ② 実務実習制度
- 美容師養成施設から美容師資格取得後に至るまでに、どのような知識・技能が確保されていくべきか、という視点に立って、学生時代の現場のあり方、実技試験をはじめとする現行の仕組みについて評価し、必要な改善策を検討するため
関係者等からなる検討会等を設置し、議論を進め、年度末目途に一定の結論を得る。

美容師の養成のあり方に関する検討会について

1. 趣旨・目的

令和3年7月29日の第18回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループでの「美容師制度のあり方」で必要な改善策の検討が求められたことを踏まえ、実技試験や養成校在籍時の実習等について、検討に資するため本検討会を開催する。

2. 構成員

岩田 卓郎	一般社団法人日本美容サロン協議会 副理事長／株式会社エアーエンターテインメント代表取締役社長
遠藤 弘良	公益財団法人理容師美容師試験研修センター理事長
谷本 穎昭	公益社団法人日本理容美容教育センター理事長
津田 まどか	株式会社Vividy（ヴィヴィディ）代表取締役／中小企業診断士
原 恒子	専修学校徳島県美容学校 理事長
福下 公子	公益社団法人東京都眼科医会 会長・眼科医
◎ 宮崎 孝治	江戸川大学 副学長
吉井 真人	全日本美容業生活衛生同業組合連合会 理事長

◎は座長

3. 検討事項

- (1) 実技試験のあり方について
- (2) 養成校在籍時の実習等について

4. 開催状況

- ・第1回 令和4年1月13日
制度概要、検討課題、今後のスケジュール等
- ・第2回 令和4年3月10日
美容師養成のあり方に関する意識調査を踏まえた議論
- ・第3回 令和4年3月30日
美容師養成の改善に関する当面の方針（案）とりまとめ
- ・第4回 令和5年6月20日
美容師養成の改善に関する当面の方針に係る令和5年度以降の対応 議論
- ・第5回 令和5年7月4日
「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応 とりまとめ

（１）国家試験（実技試験）の改善

①「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入のために必要な取組の推進等

【美容師養成施設における教育】

- 令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、選択課目も含めた実技課目で教えている養成施設は86.7%。そのうち、必修課目の美容実習の項目として教えている美容師養成施設は49.0%に留まっている。
- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、必修課目の美容実習でまつ毛エクステンションを含めた基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼。

【令和5年度以降の対応】

- 美容師養成施設における「まつ毛エクステンション」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- 「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入については、全国美容師養成施設において生徒が美容実習で学んでいることが前提。全国美容師養成施設において生徒が美容実習で学んでいる状況が確認された段階で、関係者の意見を聞き、具体的なプロセスを検討。

②「オールウェーブ」を含む実技試験で問うべき課目の整理等

【美容師養成施設における教育】

- 令和3年12月に、美容師に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、ピンカールは「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が51.1%、フィンガーウェーブは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が61.4%であった。
- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、生徒が「オールウェーブセッティング」を学習する際、単に知識・技術の習得や実技試験に向けた対応だけでなく、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼。

【令和5年度以降の対応】

- 「オールウェーブセッティング」は、美容に必要な基礎的技術の集約であることから、美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- 調査結果や様々なヘアセッティング技術に広く対応する必要性を踏まえ、「オールウェーブセッティング」についてその要素も含めた、より幅広く美容師としての基礎的技術を検証することができる試験へと見直しを行う。

※ 令和11年2月の国家試験からの実施に向けて、美容業界の動向等を踏まえ、美容師としての基礎的技術を検証するために必要な技法を組み合わせた課題を検討。

（２）養成段階の知識技能の取得の促進

①美容実習全体について

【現状】

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容実習について、美容師国家試験の課題に偏らず、「美容師養成施設における教科科目の内容の基準」の各項目の内容を網羅的に教育するとともに、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。

【令和5年度以降の対応】

- ・ 美容師養成施設において美容実習が、美容師国家試験の課題に偏らず、必修課目の内容を網羅して、就職先のニーズも踏まえた内容で行われるよう、美容師養成施設における必修課目の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。

②美容所における実務実習について

【現状】

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容所における実務実習について、「美容師養成施設における教科科目の内容の基準」において、「管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその付随する作業（実務実習）を行うことが望ましいこと」とされており、通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、美容師養成施設において認識いただくよう依頼した。

【令和5年度以降の対応】

- ・ 美容師養成施設の美容所における実務実習が有効に行われるよう、美容師養成施設の美容所における実務実習の実施状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。

（３）養成段階から就業後の人材育成の連携・接続

【令和5年度以降の対応】

- ・ 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設と美容所の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続（美容師養成施設の美容所における実務実習、美容師養成施設の就業後のフォロー等を含む。）について、好事例を調査し、美容師養成施設や美容所等に周知する。
- ・ また、美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む。）の取組を推進するため、これらの重要性について、厚生労働省において通知を発出する。

(参考) 美容師養成の改善について

- 「美容師養成の改善について」（令和4年8月29日生食発0829第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を発出し、都道府県を通じて、美容師養成施設に対し、美容師養成の改善について依頼した。

＜「美容師養成の改善について」の内容（抜粋）＞

（１）美容実習全体について

美容実習については、「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第18号厚生労働省健康局長通知。以下「健康局長通知」という。）の別添第1の8（１）の実施方針において、「美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせることで完成させる技術を習得させること」、「美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること」、「個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること」とされていること等を踏まえ、美容師国家試験の課題に偏らず、健康局長通知の別添第1の8（２）の各項目の内容を網羅的に教育するとともに、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

（２）オールウェーブセッティングの意義や将来の活用場面等の教育について

オールウェーブセッティングについては、検討会において、美容に必要な技術であり、授業の中でしっかり教えるべきであることが確認されたことを踏まえ、学生がオールウェーブセッティングを学習する際、単に知識・技術の習得や実技試験に向けた対応だけでなく、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

（３）まつ毛エクステーションの美容実習における実施について

まつ毛エクステーションについては、美容師法の美容に該当するものであり、的確な知識と技術に基づく施術が必要な美容行為である。検討会の中で示された、「美容師養成のあり方に関する意識調査」（以下「調査」という。）の結果から、現場ニーズの高さがうかがえる。

まつ毛エクステーションは、健康局長通知の別添第1において、養成施設の教科課程における必修課目の美容実習の項目として位置付けられているが、調査によれば、必修課目の美容実習の項目として教えている養成施設は、全養成施設の半数程度にとどまっており、安心・安全な施術実施のため、必修課目の美容実習でまつ毛エクステーションを含めた基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

（４）美容所における実務実習について

美容所における実務実習については、検討会での議論や調査の結果によれば、管理美容師を配置する美容所において、一定の美容行為を行わせている養成施設がある一方、「美容実習で美容行為は禁止されている」との認識等から、受付業務や店内掃除等、客に触れない範囲の業務を行わせている養成施設がある状況である。

美容所における実務実習については、健康局長通知の別添第1の8（３）力において、「管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその附随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいこと」とされており、健康局長通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、養成施設において認識いただくようお願いする。

国家戦略特区ワーキンググループ (理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案) の概要等

- 令和5年12月21日に「国家戦略特区ワーキング・グループ」で、「理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案」が議題として取り上げられた。
- 提案者（一般社団法人日本ビューティー創生本部）より提案内容の説明、厚生労働省より提案内容に対する考え方について説明が行われ、その後、委員により討議。

提案内容

(案1) 現場に必要な技術（カット・シェービング・シャンプー）に特化することによる修学期間の短縮

(案2) 理容実習における実務実習に重点を置いた教科課程の新設

※提案内容の詳細は、スライド34・35を参照。

4. 課題解決に向けた提案内容

(案1) 現場に必要な技術に特化することによる修学期間の短縮

【既存課程】

課目	2年間
関係法規・制度	30時間
衛生管理	90時間
保健	90時間
香粧品化学	60時間
文化論	60時間
理容技術理論	150時間
運営管理	30時間
理容実習	900時間
選択課目	600時間
合計	2,010時間

【新課程】

課目	1年間
関係法規・制度	30時間
衛生管理	90時間
保健	90時間
香粧品化学	60時間
文化論	60時間
理容技術理論	60時間
運営管理	30時間
理容実習	450時間
選択課目	150時間
合計	1,020時間

《ポイント》

- 衛生管理・関係法規等は法律的知識であるため、現状維持。
- 現場で必要とされる技術（カット・シェービング・シャンプー）に特化することにより、現状の半分程度の時間で履修させるもの。なお、その他の技術（ヘッドスパ、ヘアカラー等）は資格取得後に現場で身に付けることとする。
- 早期に卒業させ現場に送り出すことで、実践の場で活躍できる時期を早める。

5. 課題解決に向けた提案内容

(案2) 実務実習の重点を置いた養成課程の新設等

【既存課程】

課目	2年間
関係法規・制度	30時間
衛生管理	90時間
保健	90時間
香粧品化学	60時間
文化論	60時間
理容技術理論	150時間
運営管理	30時間
理容実習	900時間
(うち、実務実習)	(120時間まで)
選択課目	600時間
合計	2,010時間

維持

養成施設内での
実習時間を短縮
(実務実習に振替)

実務実習の時間拡大

選択課目の時間の一部を
実習に振替

【新課程】

課目	1年目	2年目
関係法規・制度	30時間	—
衛生管理	90時間	—
保健	90時間	—
香粧品化学	60時間	—
文化論	60時間	—
理容技術理論	150時間	—
運営管理	30時間	—
理容実習(養成施設内)	150時間	—
理容実習(実務実習)	—	1,200時間
選択課目	150時間	—
合計	2,010時間	

《ポイント》

- 現行制度で定められた総枠(2,010時間)の範囲内で再編成。学ぶ内容は既存課程と遜色なく、時間の使い方(学ぶ手段)を変えるもの。
- 理容実習は、既存課程では2年間で900時間(うち、実務実習は年間60時間まで(=2年で120時間まで))であるが、新課程では、1年目は養成施設内で150時間かけて国家試験対策(用具、カッティング、シェーピング及び顔面処置、整髪、仕上がり状態)を学ぶために必要な実習を実施し、2年目はサロンで1,200時間の実務実習を行うものとする。
- 選択課目は、学校の判断で適切な課目を設定することとされているが、新課程では、養成施設内で150時間実施するに留め、残りの時間をサロンでの実務実習に振り替える(※当校では150時間の使い方として、理容師の独自業務であるシェーピングに特化することを想定)。
- 上記により、1年目は養成施設での修学、2年目はサロンでのより実践的な実務実習を行うことを可能とする。

「現場に必要な技術に特化することによる修学期間の短縮」について

1. 理容師制度・資格の位置付け

- 理容師養成制度は、その時々の社会的背景や科学技術の進歩等に応じて、時代のニーズに沿った知識及び技術を修得できるよう、学識経験者や関連団体等の議論を踏まえ、随時、見直しを実施。
- 提案の「コア技術」に特化した教科課程は、現に存在する種々の理容ニーズ（ヘアカラー、パーマ等）を捨象したもの。
本来、理容師として一体的に修得すべき知識・技術であり、理容師と同等の資格付与は困難。
また、提案の制度の下、仮にヘアカラー、パーマ等の技術を資格取得後に独自に習得したとしても、当該理容行為を業として行うことは、理容師免許制度の趣旨に反し、許されない。

2. 仮に提案内容を認めた場合の懸念

(1) 制度の管理（都道府県等による監視・指導）

- 都道府県等は、理容師法に基づき、理容所及び理容師への監視指導を実施。
- 提案に沿って養成された「限定的な知識・技術を有する者」が、「コア技術」以外の理容行為を行った場合には、無資格者による理容行為となり、理容師法に基づく罰則（30万円以下の罰金）の対象となり得る。
- 「限定的な知識・技術を有する者」と理容師を同一店舗内で区別し、その実態を監視・指導することは現実的に困難。
両者が併存する制度は許容し難い。

(2) 限定的な知識・技術を有する者のキャリア

- 「限定的な知識・技術を有する者」は、将来にわたり、本来理容師に求められるサービスを網羅的に提供することができないため、キャリア形成に大きな支障を来す。（理容師に必要な知識及び技術を全て修得し、理容師免許を取得後に、一部のサービスに特化した営業形態を自ら選択することとは、事情が全く異なる。）
・例えば、就職できる地域・店舗が限定的となったり、就業年数を重ねても指導的立場へのキャリアアップが困難。

「実務実習の重点を置いた養成課程の新設等」について

1. 平成7年理容師法改正の目的・趣旨

- 平成7年の理容師法改正により実地習練制度は廃止され、現在の養成制度は、養成施設の教科課程の中で理容師として必要とされる基礎的な知識・技術を網羅的に修得させることを目的。
- 提案の内容は、従前の実地習練と同等の仕組み。実習の大半を各店舗に委ねる形態の下では、技術の修得という本来の役割を果たしていないといった平成7年法改正前と同様の問題が発生するおそれ。

※ 「最低賃金を保障した有償インターン」を提案している点について、実務実習は、あくまで「養成施設の教育課程の一環」であり、生徒への給料等の支給は適切ではない。提案の内容は、生徒をあたかも受入店舗の労働力として扱う点で懸念されるとともに、教育の枠内で実務実習を行う趣旨と大きく乖離。

2. 仮に提案内容を認めた場合の懸念

- 養成課程では、生徒の学習状況や習熟度等を踏まえつつ、理論と実習を相互に関連付けた履修が効果的。提案のように座学(1年目)と実習(2年目)を分離し、徒に偏重した教育を行うべきではない。
- 実習の受入店舗の営業形態や顧客ニーズは様々。個々の地域・店舗によって修得できる技能には当然バラツキが生じ、全ての生徒が均質的に理容師に必要な基礎的技術を修得することは期待し難い。

店舗によっては、客が不在となる時間帯も当然発生し、常に理容行為の実習時間として期待できない。(他方、養成施設であれば、定められた時間割に沿って、所定の実習内容を確実に履修可能。)

※ 客不在時にウィッグ等を使用して教えるのであれば、養成施設で教員が生徒に教育することと何ら変わらない。

- このような懸念点を踏まえると、特区内であったとしても、ご提案の履修制度を活用することは適当と言いがたい。

国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について

- 令和6年6月4日に開催された国家戦略特別区域諮問会議（第63回）で、「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」がとりまとめられ、「理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案」に対する対応方針が示された。

国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について（抜粋）

1. 新たに講ずべき具体的な施策

- （1）地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集に関する規制・制度改革事項
- （2）「金融・資産運用特区」関連の規制・制度改革事項
- （3）（1）及び（2）以外の規制・制度改革事項

③理容師制度における養成方法の検討

- ・理容師の担い手確保、高度化・多様化する消費者ニーズに沿ったサービスの提供による理容業界の活性化等の観点から、理容師養成制度における修学の在り方について、広く関係者の意見を聴取する検討の場において、2024年度中に具体的な検討を行う。